

## 市町村交通災害共済会員募集

問合せ 市民協働課 ☎(43) 1111 内線 173  
FAX (44) 0257

### 交通災害共済とは

交通事故でけがや死亡したときに、みなさんからいただいた会費で見舞金をお支払いする助け合いの制度です。  
※自転車保険とは異なります。

### 共済会費

年額(ひとり) 500 円 ※中途加入も同額。

### 共済期間

4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで  
※中途加入の場合は、申し込み日の翌日から。

### 共済見舞金額表

| 災害区分                   | 共済見舞金額         |         |                               |
|------------------------|----------------|---------|-------------------------------|
| ①死亡                    | 120 万円         |         |                               |
| ②傷害 1<br>交通事故<br>証明書あり | 入院 1 日につき      | 2,000 円 | 各単価に日数を掛けた金額の合計額<br>※上限 22 万円 |
|                        | 通院 往診 } 1 日につき | 1,000 円 |                               |
| ③傷害 2<br>交通事故<br>証明書なし | 入院 } 1 日につき    | 1,000 円 | 単価に日数を掛けた金額の合計額<br>※上限 6 万円   |
|                        | 通院 往診 }        |         |                               |

※傷害見舞金は、医師などによる治療実日数(実際に治療を受けた日数)が 3 日以上のものが対象です。  
※同じ日に 2 つ以上の医療機関などで治療を受けた場合は、1 日として計算します。  
※精神的疾患および治癒後の治療は、対象となりません。  
※交通事故証明書は、警察に交通事故の届出がないと発行されません。

### 加入方法

加入申込書に必要事項を記入の上、会費を添えて市民協働課窓口または最寄りの郵便局・ゆうちょ銀行へ。  
※申込書は市民協働課のほか、市内の郵便局でも配布しています。  
※郵便局・ゆうちょ銀行でのお申し込みは令和 6 年 12 月末までです。

### 対象となる交通事故

共済期間中に日本国内で発生した下記の事故  
・道路上を走行中の自動車、バイク、自転車などの車両による接触、衝突、転落、横転などの交通事故  
・歩行中、上記の車両にはねられたり、ひかれたりした事故  
・踏切道における電車などとの接触、衝突事故



## 杉戸高野台駅前市営自転車駐輪場の登録受付

貸出期間 4 月 1 日(月) ～令和 7 年 3 月 31 日(月)

対 象 市内在住の人、または市内に通勤・通学するために杉戸高野台駅を利用する人  
※現在利用中の人でも新規登録が必要です。

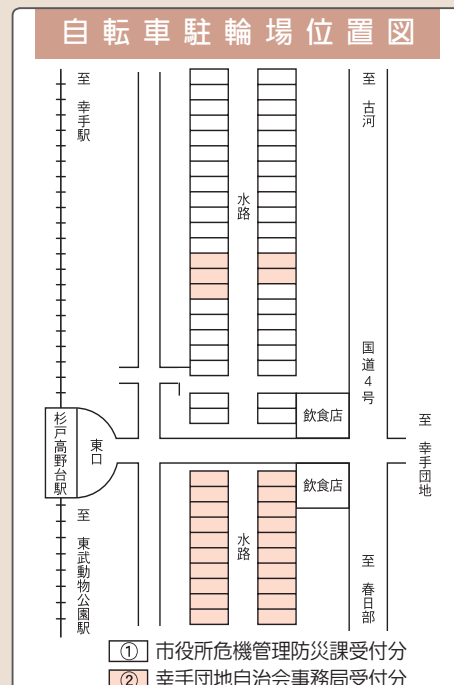
使 用 料 月額 500 円/台

登録方法 申請用紙(危機管理防災課、幸手団地自治会事務局、市ホームページから取得可能)に必要事項を記入し、使用料を添えて窓口へ  
※家族以外の代理申請は受付できません。

#### 受付窓口

| ① 市役所危機管理防災課 |                                                                                     |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 期間           | 2 月 25 日(日) ～ 3 月 29 日(金)<br>土曜、日曜、祝日を除く。                                           |
| 時間           | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分<br>※ 2 月 25 日(日)のみ市役所第二庁舎 2 階第 2 会議室<br>臨時受付(午前 9 時～正午)します。 |
| ② 幸手団地自治会事務局 |                                                                                     |
| 期間           | 3 月 1 日(金) ～ 30 日(土)<br>※日曜、祝日を除く。                                                  |
| 時間           | 午前 10 時～正午、午後 1 時～4 時<br>※土曜日は午前 10 時～11 時 30 分。                                    |

※ 4 月以降は、危機管理防災課で平日のみ受付。



問合せ  
危機管理防災課 ☎(43) 1111 内線 583  
幸手団地自治会事務局 ☎(42) 5320

## 農地などの大切な地域資源を守りましょう！

問合せ 農業振興課 ☎(43) 1111 内線 535

市の面積の 5 割は田んぼや畑であり、農業は重要な産業です。また、緑豊かな田園風景は、私たちの心をなごませてくれる地域の大切な資源です。

そんな市の大切な地域資源である農地を守っていくため、つぎの 3 点のご協力をお願いします。

### 1 農地や水路などの保全管理

農地や水路などの地域資源は、農家や地域のみなさんの日ごろからのご協力により良好に保たれています。農地や水路が荒廃してしまうと、病害虫や火災の発生源となったり、雑草や雑木の繁茂により、周辺農地や住宅にも迷惑をかけることになります。また、洪水などの災害の原因となるなど、私たちの生活に影響を及ぼします。良好な環境が保全されるよう引き続き農家や地域のみなさんのご協力をお願いします。

### 2 農耕車での公道走行マナーアップ

農耕車による農作業後、農地から公道へ出る際は、土や泥を落としてから走行するようお願いします。道路に落ちた土や泥は固まり、歩行者の通行の妨げや、自動車事故の原因となります。万が一、落としてしまったときは清掃するよう心がけましょう。地域の交通安全と環境美化のためにもご協力をお願いします。

### 3 農地への不法投棄の禁止 (不法投棄は犯罪行為です)

農地への不法投棄は、他人の財産や権利を侵害するだけでなく、土壌・農作物の汚染や悪臭の発生原因となるなど周囲の自然環境にも影響を及ぼします。不用になった物は必ず適正な処理方法で処分しましょう。

## 市内小中学校の卒業式、入学式の開催日程

| 学校名     | 令和 5 年度 卒業式 |             |             | 令和 6 年度 入学式 |             |              |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
|         | 日           | 受付時間        | 開始時間        | 日           | 受付時間        | 開始時間         |
| 幸手小学校   | 3 月 22 日(金) | 午前 8 時 50 分 | 午前 9 時 30 分 | 4 月 8 日(月)  | 午後 0 時 50 分 | 午後 1 時 30 分  |
| 権現堂川小学校 |             | 午前 8 時 50 分 | 午前 9 時 30 分 |             | 午後 1 時      | 午後 1 時 30 分  |
| 上高野小学校  |             | 午前 8 時 40 分 | 午前 9 時 15 分 |             | 午後 0 時 50 分 | 午後 1 時 30 分  |
| 吉田小学校   |             | 午前 8 時 20 分 | 午前 8 時 40 分 |             | 午後 1 時 10 分 | 午後 1 時 30 分  |
| 八代小学校   |             | 午前 8 時 30 分 | 午前 9 時      |             | 午後 1 時      | 午後 1 時 30 分  |
| 行幸小学校   |             | 午前 8 時 30 分 | 午前 9 時      |             | 午後 0 時 45 分 | 午後 1 時 30 分  |
| 長倉小学校   |             | 午前 8 時 45 分 | 午前 9 時 15 分 |             | 午後 1 時      | 午後 1 時 30 分  |
| さかえ小学校  |             | 午前 8 時 50 分 | 午前 9 時 20 分 |             | 午後 0 時 45 分 | 午後 1 時 30 分  |
| さくら小学校  |             | 午前 8 時 50 分 | 午前 9 時 30 分 |             | 午後 1 時      | 午後 1 時 30 分  |
| 幸手中学校   | 3 月 15 日(金) | 午前 8 時 30 分 | 午前 9 時 15 分 | 4 月 8 日(月)  | 午前 8 時 20 分 | 午前 9 時 15 分  |
| 東中学校    |             | 午前 8 時 50 分 | 午前 9 時 30 分 |             | 午前 9 時 20 分 | 午前 10 時 15 分 |
| 西中学校    |             | 午前 8 時 30 分 | 午前 9 時 10 分 |             | 午前 8 時 30 分 | 午前 9 時 20 分  |